

保育認定（ 3号認定）を受けた児童の利用者負担額表（月額）

※下記表が適用となるのは第1子の2歳児以下児童（注①）

（令和2年4月1日以降適用）

入所児童の属する世帯の階層区分（注②）		利用者負担額	
区分	定義	保育標準時間認定	保育短時間認定
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付」受給世帯	0円	0円
B	市町村民税が非課税の世帯	0円	0円
C1	A階層及びB階層を除き、市町村民税の所得割額がいずれかの区分に該当する世帯	48,600円未満	11,000円
D1		48,600円以上 67,000円未満	15,680円
D2		67,000円以上 97,000円未満	22,550円
D3		97,000円以上 140,000円未満	30,250円
D4		140,000円以上 169,000円未満	39,600円
D5		169,000円以上 254,000円未満	45,870円
D6		254,000円以上 301,000円未満	53,740円
D7		301,000円以上 341,000円未満	60,170円
D8		341,000円以上 397,000円未満	65,450円
D9		397,000円以上	75,900円

【ひとり親家庭等(母子(父子)家庭の世帯、障がい者(児)同居世帯)の世帯に係る負担額】

C0	A階層及びB階層を除き、市町村民税の所得割額がいずれかの区分に該当する世帯	48,600円未満	4,400円	4,400円
D01		48,600円以上 67,000円未満	4,400円	4,400円
D02		67,000円以上 77,101円未満	4,400円	4,400円

※ 3歳以上及び第2子目以降の利用者負担額(保育料)は無料(0円)。

注① 2歳児以下児童

令和2年度における2歳児以下児童は、「平成29年4月2日以降生まれの児童」を指します。

注③ 時間区分(保育必要量)

認定されている保育必要量が「保育標準時間」か「保育短時間」かによって保育料の金額が異なります。なお、保育必要量は支給認定証で確認できます。

注② 階層区分

- 保育料の階層区分は、世帯の市町村民税額が「課税」か「非課税」か、「課税」の場合(均等割のみ課税の場合を含む)は世帯の市町村民税所得割額の合計によって決定します。
- 市町村民税の所得割額を計算する場合には、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除によって減税されている方の場合、これらの金額を足し戻して(減税前の金額で)計算し、保育料を決定します。
- 階層区分は、4月～8月は前年度分の市町村民税の所得割額、9月～翌年3月は当年度分の市町村民税の所得割額により決定します。

子順の数え方について

世帯の子順の数え方については、所得割額に応じて以下のとおりとなりますが、いずれにしても上記の表の料金は、世帯の子どもの**第1子目**に適用となります。

【注④】世帯の年収が約640万円未満(所得割額が169,000円未満)世帯

保護者と生計を一にする子どもについて、最年長の子どもから順に第1子目、第2子目と数えます。通園児が第1子目にあたる場合、この表の料金が適用となります。

※2 別居している場合でも、生活費や学資金、療養費等を常に送金している場合や余暇には起居を共にしている場合には「生計を一にする」ものとなります。

【注⑤】世帯の年収が約640万円以上(所得割額が169,000円以上)世帯

世帯の就学前でかつ、幼稚園、保育所、認定こども園、企業主導型保育施設、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所、又は障害児通所支援、医療型児童発達支援、地域型保育給付の対象事業を利用している子どもについて、最年長の子どもから順に第1子目、第2子目と数えます。通園児が第1子目にあたる場合、この表の料金が適用となります。